

## 進化する創業融資制度

創業者が融資を受ける際には大きく2つの選択肢があります。

一つが日本政策金融公庫による創業融資。もう一つが地方自治体（都道府県、市区町村）による制度融資です。

制度融資とは金融機関と信用保証協会と地方自治体の3者が連携して行う融資であり、創業者向けの融資もあります。

この2つの選択肢に関して2023年、2024年にそれぞれ大きな変化があり、創業者にとって資金調達をしやすい環境になっていますので、改めて最新の情報を整理してお伝えします。

### ■ 日本政策金融公庫の創業融資の拡充

日本政策金融公庫は政府系金融機関であり、創業者の多くが利用しています。2024年4月より、無担保・無保証の創業融資制度の条件が緩和、拡充されました。具体的な変更点は下図のとおりです。

	2023年度	2024年度
自己資金要件	創業時において、創業資金総額の1/10以上の自己資金があること等	なし
融資限度額	3,000万円 (うち運転資金 1,500万円)	7,200万円 (うち運転資金 4,800万円)
返済期間	設備資金：20年以内 運転資金：7年以内（原則）	設備資金：20年以内 運転資金：10年以内（原則）
うち据置期間	2年以内	5年以内

#### 【ポイント① 自己資金要件がなくなった】

従前の制度の最大のポイントであった「自己資金要件」がなくなり、自己資金なしでも申し込めることとなりました。ただし、融資の審査上はやはり自己資金の有無は見られます。つまり、融資を受けるためには、ある程度の自己資金の準備が必要だと言えます。これまでは理想的には3割程度と言われていましたが、今後はそのラインが少し下がるかもしれません。

#### 【ポイント② 融資限度額の拡充】

融資限度が7,200万円に大幅に拡充されました。ただし、創業者が無担保・無保証人でこれほど大きな金額の融資を受けられるかと言えば、実際のところ、一般的な事業の創業に対して実行されることはないと思われま。大きな金額の融資がされるケースとしては創業して短期間で上場を目指す、いわゆる「スタートアップ企業」など限られたケースでしょう。

#### ★ 支店決裁枠が増額

創業者が無担保・無保証で融資をする際に支店だけで判断できる金額は従前では「1,000万円以内」でした。これは、創業支援をする専門家の中ではよく知られたことです。この支店決裁枠が今回の制度拡充に伴い「3,000万円以内」に増額されたようです。これにより、今後は1,000万円を超える融資の実行が増えるものと予想します。

#### 【ポイント③ 返済期間、据置期間が伸長】

運転資金の返済期間が7年以内から10年以内に伸び、据置期間も2年以内から5年以内となりました。

借入期間を長く取ると、利息負担は増えますが、毎月の返済額が少なくなるので資金繰りにメリットがあります。「据置期間」とは、元金の返済をしなくても良い期間です。例えば、返済期間10年で融資を受け、据置期間を2年取った場合、融資を受けた当初24ヶ月は利息の支払いだけで良く、25ヶ月目から元金の返済をスタートするというものです。いずれも、創業期の不安定な資金繰りを考えればありがたい条件拡充です。

#### ■ 制度融資も無保証の選択が可能に

地方自治体の制度融資は法人の代表者による経営者保証が必要でしたが、2023年3月15日に新たに創設された「スタートアップ創出促進保証制度」を活用することで「無担保・無保証」で融資を受けられるようになりました。

#### ＜スタートアップ創出促進保証制度概要＞

保証対象者	・創業予定者（これから法人を設立し、事業を開始する具体的な計画がある者） ・分社化予定者（中小企業にあたる会社で事業を継続しつつ、新たに会社を設立する具体的な計画がある者） ・創業後5年未満の法人 ・分社化後5年未満の法人 ・創業後5年未満の法人成り企業
保証限度額	3,500万円
保証期間	10年以内
据置期間	1年以内（一定の条件を満たす場合には3年以内）
金利	金融機関所定
保証料率	各信用保証協会所定の創業関連保証の保証料率に0.2%上乗せした保証料率
担保・保証人	不要
その他	創業計画書（スタートアップ創出促進保証制度用）の提出が必要。 保証申込受付時点において税務申告1期未終了の創業者にあつては創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることを要する。 本制度による信用保証付融資を受けた方は、原則として会社を設立して3年目および5年目のタイミングで中小企業活性化協議会による「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」に基づく確認および助言を受けることを要する。

本制度では1期目の税務申告が未終了の創業者は、**1/10以上の自己資金が必要となります**。さらに信用保証協会に支払う保証料の率が0.2%上乗せとなります。また、本制度により融資を受けた後、会社を設立して3年目及び5年目のタイミングで中小企業活性化協議会にて、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」に基づく確認および助言を受けることになります。若干、要件がややこしい点に注意してください。

以上の通り、どんどん創業者にとって利用しやすいものに進化しています。特に「無担保・無保証」という点はとても魅力的でしょう。万が一、失敗した時に担保に入れた自宅を取られたり、連帯保証により個人資産を処分してでも返済しなければならないというリスクを懸念して起業をためらう方も多いでしょう。しかし、現在は、そのようなリスクを負うことなく創業時の資金調達ができるようになってきています。

#### 【連絡先】

たかしま行政書士事務所 045-642-5154